

地域活性化推進連絡会議について

平成 20 年 2 月 22 日
内閣官房地域活性化統合事務局

1 趣旨・目的

各地域ブロックで実施される「地方の元気再生事業」を始めとする地域ブロックにおける地域活性化の取組について、地域ブロック別担当参事官等と関係地方支分部局、関係地方公共団体との間で連絡調整を図るとともに、民間有識者を交えて意見交換を行うことを目的として、各地域ブロックにおいて、地域活性化推進連絡会議（以下「推進連絡会議」という。）を開催する。

2 運営

(1) 推進連絡会議には、次の者の参画を求める。

- ①内閣官房地域活性化統合事務局地域ブロック別担当参事官（地方連絡室長）
- ②内閣官房地域活性化統合事務局地域ブロック別担当企画官
- ③関係地方支分部局の部長等
- ④関係都道府県の企画担当部局長等
- ⑤関係政令指定都市の企画担当局長等
- ⑥地域活性化伝道師をはじめとする民間有識者

(2) 推進連絡会議の議長は、当該地域ブロックの地方連絡室長をもって充てる。

(3) 推進会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 議題

推進連絡会議は、各地域ブロックにおいて、次の事項を議題とする。

- (1) 「地方の元気再生事業」等地域活性化施策の推進
- (2) 地域活性化の取組に対する専門的見地からの助言
- (3) その他地域活性化施策全般に関する連絡協議、意見交換等

4 その他

推進連絡会議の庶務は、内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。